

令和7年度 第3回宅地建物取引士法定講習会のご案内

(公社) 石川県宅地建物取引業協会

※ 本書をよく読んでお申し込み下さい。10/1より郵便料金が改定となっておりますので、書類等をご郵送される際はご注意ください。(※郵便料金が不足する際は恐れ入りますが、差し戻しをさせていただきます。)

- 日 時 令和7年9月24日(水) 9:30~16:50 【1机に3人掛けで受講】
- 会 場 石川県地場産業振興センター 本館2階「第1研修室」
- 内 容 DVD放映による座学講義形式(法改正等により内容を変更する場合がございます。)
- 受講対象者

更 新	宅地建物取引士証の有効期限が令和7年9月24日から令和8年3月23日までの者
新 規	法第18条第1項の規定による石川県知事の登録を受けた者で宅地建物取引士証の交付を受けようとする者
その他	石川県知事以外の都道府県知事が特に必要と認めた者

※ 宅地建物取引士証の有効期限が切れた場合でもその登録が失効することはありませんので、宅地建物取引業に従事していない方は必ずしも宅地建物取引士証の交付を受ける必要はありません。

■受講申込み(※事前のお申込みはできません。)

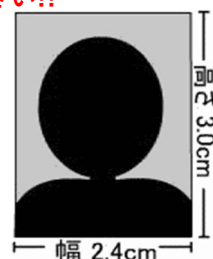
	<窓口申込み>	<インターネット申込み>
受付場所	石川県不動産会館 所在地：金沢市大豆田本町口 46-8	協会ホームページ https://www.takken-ishikawa.or.jp
受付期間	8月18日(月)~8月22日(金)	8月18日(月)~8月22日(金)
受付時間	9:30~11:30、13:30~16:00	24時間(8月18日(月)9:30より受付開始)
備 考	持参物 ① 宅地建物取引士証交付申請書 ② 使用料(手数料)納入票 ③ 写真2枚(内1枚は①に貼付) ④ 宅地建物取引士証(更新の方のみ) ⑤ 受講料等費用16,500円 ※ 受講料12,000円 交付手数料(石川県証紙代金)4,500円 ※ 石川県証紙は協会では販売していません。	石川県知事登録で、上記更新対象者、新規登録の方、期限切れ登録の方で「登録内容に変更のない方」はインターネット申込みが可能です。 (※定員に限りがございます。) 受講料等費用16,500円をお支払い後上記受付期間までに、インターネット受講申込み確認票と写真2枚を必ず協会まで <u>受付期間必着</u> でご郵送下さい。協会が受領するまでは、正式な受講受付とはなりませんのでご注意ください。

<郵送での申込み> 窓口申込みの持参物①~③をご郵送頂き、受講料等費用16,500円をお振込み下さい。
(振込手数料は申込者のご負担) または現金書留にて受付期間内に必着で郵送下さい。

郵送先 〒921-8047 石川県金沢市大豆田本町口 46-8 (公社)石川県宅地建物取引業協会 法定講習会係 宛	振込先 北陸銀行金沢支店 普通預金 2660930 (公社)石川県宅地建物取引業協会 シャイシカワケンタクケンモトリビギョウキョウカイ
---	--

■受講申込み時の写真 ※要件に合わない写真は受付できませんのでご注意ください!!

- ・ 高さ3.0cm、幅2.4cmのカラー写真(同一のもの2枚)
- ・ 6ヶ月以内に撮影されたもの、顔のサイズが小さすぎないもの
- ・ 無背景で上三分身、正面向、無帽、頭部が見切れていないもの
- ・ 裏面に氏名と撮影年月日を記入して下さい
- ・ インクジェットでの印刷やスピード写真は変色するため不可



■交付申請書の記載内容に変更がある場合（変更届の提出が必要です）

- ・ 変更届の添付書類として、**氏名・本籍変更は戸籍抄本、住所変更は住民票抄本（マイナンバー記載無）**が必要です。**※ 発行後 3 か月以内のものに限る**
- ・ 同封の印字済みの申請書につきましては、該当箇所をご訂正頂くか、白紙の申請書にご記入頂きます。

■受講申込み後のキャンセル

- ・ 申込後、やむを得ず受講申込みを取り消す場合は、速やかにご連絡下さい。TEL：076-291-2255
- ・ 一旦納付された県証紙（4,500 円）は、理由の如何を問わずご返却できません。
- ・ 受講料（12,000 円）は、準備の都合上、**令和 7 年 9 月 23 日（火）の午前中まで**に受講申込みを取り消す旨のお申し出があった場合に限りご返却できます。

■取引士証交付日

受付期間内に申し込みをされた方：9 月 24 日（水）、講習会場で即日交付

受付期間外に申し込みをされた方：受講日の約 2 週間後、石川県不動産会館で交付

■講習会当日にお持ち頂くもの

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ・ 受講票 （受付時に交付） | ・ 筆記用具 |
| ・ 従前の宅地建物取引士証 （更新の方） | ・ テキスト |

郵送申込やインターネット申込の方はテキストは当日配布いたします

■注意事項

本講習会は、宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項又は第 22 条の 3 第 2 項の規定において準用する同法第 22 条の 2 第 2 項の規定による法定の講習会です。**遅刻・早退・中途退席は理由の如何を問わず認められません。**

またお手洗いや体調不良等の理由以外による講習中の**中座（電話や外出）も認められません**。中座等により受講要件を満たさないと判断した場合は、再度別回の法定講習会を受講して頂く場合もございますのでご注意ください。

■宅地建物取引士法定講習会 時間割

	時 間	科目・講師
受 付	9:00 ～ 9:30	
開 講	9:30 ～ 9:35	ガイダンス （公社）石川県宅地建物取引業協会 事務局
1 時限目	9:35 ～ 10:25	宅地建物取引士の使命と役割 深沢綜合法律事務所 弁護士 柴田龍太郎 氏
休 憩	10:25 ～ 10:35	
2 時限目	10:35 ～ 12:00	改正法令の主要な改正点と実務上の留意点 （株）ときそう 不動産鑑定士 吉野壮平 氏
昼 食	12:00 ～ 12:40	昼食は当方でご用意致します
3 時限目	12:40 ～ 14:55 5 分休憩あり	紛争事例と関係法令及び実務上の留意点 深沢綜合法律事務所 弁護士 高川佳子 氏 弁護士 大川隆之 氏
休 憩	14:55 ～ 15:05	
4 時限目	15:05 ～ 16:05	宅地建物に関する税制と最近の主要な改正点及び実務上の留意点 税理士法人スマートシンク 税理士 菊池則夫 氏
休 憩	16:05 ～ 16:15	
5 時限目	16:15 ～ 16:45	効果測定（確認テスト）、解説動画による自己採点
閉 講	16:45 ～ 16:50	宅地建物取引士証の交付（即日交付の方のみ）